

漏水調査業務委託について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市水道事業会計規程(以下「会計規程」という。)第153条に基づき公告する。

令和7年2月25日

福島市水道事業管理者
清野 一浩

記

1	業務委託名	漏水調査業務委託
2	業務委託場所	福島市給水区域内
3	業務委託概要	・作業計画作成 990 km ・戸別音聴調査 75,200 戸 ・路面音聴調査 60 km ・路面音聴調査(夜間) 88 km ・監視型漏水調査 N=300基×6ヶ月 1 式 ・口ガ型多点相関式調査 50 箇所 ・漏水音圧測定 150 基 ・漏水確認調査 130 km ・流方向調査 4 箇所 ・報告書作成 990 km
4	委託期間(契約期間)	令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火)
5	予定価格	非公表
6	最低制限価格	有
7	入札参加形態	単体企業
8	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、水道事業管理者による当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 福島市の令和6年度競争入札参加資格の認定を受けている者	
	③ 登録内容	調査・計画策定業務の登録のある者
	④ 所在地区分	
	⑤ 許可資格区分	
	⑥ 技術者の配置	次の(ア)から(ウ)に掲げるすべての条件を満たす有資格者を配置できる者 (ア)(公社)日本水道協会 水道施設管理技士 管路施設管理技士1級または2級 (イ)給水装置工事主任技術者 (ウ)全国漏水調査協会の認定主任技師(他団体の同等資格でも可)
	⑦ 資格総合点	
	⑧ 福島市水道局において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑨ 業務実績	日本国内において平成21年度以降に国又は地方公共団体発注の漏水調査の元請けとして、1 契約で調査対象距離400 km以上かつ戸別音聴40,000戸以上の実績を有する者
9	⑩	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
	設計図書等の閲覧・貸与について	
	① 閲覧・貸与場所	福島市水道局 水道総務課 管財契約係
	② 閲覧・貸与期間	令和7年2月25日(火) から 令和7年3月6日(木) (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
	③ 貸与方法	様式1: 設計図書閲覧及び貸出申込票による(先着順) 貸出日の翌開庁日午後4時まで
10	④ その他	期間内に設計図書等の閲覧・貸与をされない方は入札参加申請できません。
	質問について	
	① 質問方法	様式2: 質問書により、水道総務課へファクスすること。 ファクス: 024-535-1133
	② 質問期間	令和7年2月25日(火) から 令和7年3月6日(木) 午後4時まで
	③ 質問に対する回答	令和7年3月7日(金) までに水道局ホームページへ掲載する。

11	入札参加資格の確認申請の提出について	
	入札参加資格の確認申請の提出書類	
	i	資格確認申請書
	ii	業務実績
	iii	配置予定の技術者
	iv	その他の提出書類
	②	提出方法
	③	提出先
	④	提出期間
	12 入札参加資格の決定	
13	入札について	
	①	入札方法
	②	入札回数
	③	入札日時
	④	入札場所
	⑤	その他
14	入札保証金	
15	契約保証金	
16	連帯保証人	
17	支払条件・契約条項	
18	特約条項	
19	契約書作成の要否	
20	入札の無効	
21	入札の中止について	
22	問い合わせ先	